後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進と医薬品の供給が不足した場合について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組み、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 に係る届け出を行っております。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

一部の医薬品について出荷調整・停止や販売中止等により十分な供給が難しい状況が続いております。供給状況によっては他の医薬品並びに治療法を変更する事があります。

状況によっては医師に確認しています。
〇　同一成分・同一薬効等の医薬品への変更
〇　処方日数の変更等を行う可能性が有ります。変更する場合は、外来・入院患者様に十分に説明致します。
皆様の御理解と御協力を御願い致します。

ご不明点等ございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

医療法人杏林会嶋病院